

○九州地方整備局告示第百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十七日

九州地方整備局長 吉崎 収

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 県道飯塚大野城線改築工事（福岡県大野城市中二丁目地内から同市中一丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県大野城市中二丁目、大字中及び中一丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県大野城市乙金東二丁目地内から同市中一丁目地内までの延長1,620mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道飯塚大野城線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道飯塚大野城線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき福岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

本路線は、福岡県飯塚市を起点とし、同県糟屋郡須恵町及び同郡宇美町を経由して、終点の同県大野城市に至る延長約34.7kmの幹線道路である。こ

のうち本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、一般国道3号と接続するとともに、周辺には九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線太宰府インターチェンジや福岡都市高速2号線大野城ランプも在することから、沿線地域住民の通勤、通学等の日常生活をはじめ、商工業等の経済活動に大きく貢献している。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において「緊急輸送道路ネットワーク」の一部として位置付けられている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず、車道部幅員の狭小な2車線道路であることから交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成23年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、乙金東交差点で26,963台/日、混雑度は1.33となっているほか、同時期に実施した渋滞調査によると、同交差点を先頭に大野城市方面から飯塚市方面に向かう最大渋滞長約400mが確認されている。

また、現道の沿道及びその周辺には、家屋及び店舗等が連たんしているほか、現道は、小中学校の通学路として利用されているにもかかわらず、未整備区間があるなど歩道の整備が十分ではないことから、歩行者等の安全性が脅かされている状況にある。

本件事業の完成により、バイパスが現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、歩行者等の円滑かつ安全な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については一部環境基準を上回るものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## （2）失われる利益

起業者が行った、環境省レッドリスト及び福岡県レッドデータブックによる文献調査等によると、本件区間には、希少な動物については、哺乳類7種、鳥類16種、爬虫類2種、両生類5種、魚類3種及び昆虫類21種が生息する可能性がある。

希少な植物については、植物群落1件及び植物10種が生育する可能性がある。

そのため、起業者は、改変区域を最小限にとどめるなど自然環境の保全に努め、改変区域内で施工中に希少種等が確認された場合は、起業者は専門家の意見を踏まえ、工事期間又は施行の回避、捕獲、移動、移植等の措置を講じることとしており、希少動植物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、福岡県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種1級の規格に基づき、4車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。また、本件区間におけるルートについては、平成8年7月17日に都市計画変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が生じ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、本件区間の自治体の長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。